

平成 28 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成 28 年 8 月 10 日 (水)
午前 10 時～

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号
ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成28年度第1回 大阪府都市計画審議会

議案書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
408	南部大阪都市計画区域区分の変更	1
409	北部大阪都市計画道路の変更	5
410	東部大阪都市計画道路の変更	9
411	南部大阪都市計画道路の変更	13

議 第 4 0 8 号
計推第 1 0 2 5 号
平成 2 8 年 7 月 2 7 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画区域区分の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	平成32年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,400.2千人	2,339.2千人
市街化区域内人口		2,241.8千人	2,185.8千人
配分する人口		—	2,183.6千人
保留する人口		—	2.2千人
特定保留		—	—
一般保留		—	2.2千人

理 由

関西国際空港2期島は、一部区域について埋立が完了し、土地利用が確実になったことから、保留フレームを解除し、市街化区域に編入する。

議 第 4 0 9 号
計推第 1 2 1 3 号
平成 2 8 年 7 月 2 7 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・4・211-13 号総持寺太田線を 3・4・211-13 号太田線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・211-13	太田線	茨木市東太田一丁目地内	茨木市太田二丁目地内	茨木市太田東芝町地内	約 1,140m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・4・211-13号総持寺太田線については、重複する府道総持寺停車場線における、公共用地を活用した歩行者空間の整備に伴い、計画の必要性及び事業の実現性を検討した結果、本案のとおり、一部区間の廃止を行う。またこれに伴い、交通広場を廃止するとともに、名称を3・4・211-13号太田線とするものである。

議 第 4 1 0 号
計推第 1 3 0 5 号
平成 2 8 年 7 月 2 7 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・2・212-47号八尾富田林線を3・3・212-47号八尾富田林線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・212-47	八尾富田林線	八尾市老原九丁目地内	八尾市太田九丁目地内	八尾市空港二丁目地内	約 2,260m	地表式	4車線	25m	幹線街路大阪柏原線と立体交差 幹線街路若林沼線と立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・2・212-47号八尾富田林線は、八尾市域から富田林市域までを結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、大阪府中部広域防災拠点へのアクセス道路として、八尾空港用地の活用等、計画内容を見直した結果、本案のとおり、位置、延長、車線数及び幅員等を変更し、名称を3・3・212-47号八尾富田林線とするものである。

議 第 4 1 1 号
計推第 1 3 0 6 号
平成 2 8 年 7 月 2 7 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中、3・2・226－1号八尾富田林線を3・3・226－1号八尾富田林線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・226－1	八尾富田林線	藤井寺市津堂四丁目地内	藤井寺市小山二丁目地内	藤井寺市津堂三丁目、小山三丁目地内	約 1,400m	地表式	4車線	25m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・2・226－1号八尾富田林線は、八尾市域から富田林市域までを結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、大阪府中部広域防災拠点へのアクセス道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、車線数、幅員及び小山松原線との交差構造等を変更し、名称を3・3・226－1号八尾富田林線とするものである。

